（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（氏名の記載）

第一条の三　この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第一号様式記載上の注意(3)a及びb中「(法第27条の30の５第１項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。)」を削り、同記載上の注意(3)c中「(法第27条の30の５第１項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

第四号様式記載上の注意(3)a及びb中「(法第27条の30の５第１項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。)」を削り、同記載上の注意(3)c中「(法第27条の30の５第１項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（氏名の記載）

第四条の三　この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名又は公告若しくは公表することとされている氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載し、又は公告若しくは公表することができる。

第九条第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」を削る。

第二号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の５第１項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。)」を削り、同記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第三号様式中「**【申出者の氏名又は名称】**(1)」を「**【申出者の氏名又は名称】**」に改め、同様式２中「(2)」を「(1)」に改め、同様式３中「(3)」を「(2)」に改め、同様式４中「(4)」を「(3)」に改め、同様式５中「(5)」を「(4)」に改め、同様式６中「(6)」を「(5)」に改め、同様式記載上の注意中(1)を削り、同記載上の注意中(2)を(1)とし、(3)から(6)までを１ずつ繰り上げる。

第四号様式中「**【報告者の名称】**(1)」を「**【報告者の名称】**」に、「**【縦覧に供する場所】**(2)」を「**【縦覧に供する場所】**(1)」に改め、同様式３中「(3)」を「(2)」に改め、同様式４中「(4)」を「(3)」に改め、同様式５中「(5)」を「(4)」に改め、同様式６中「(6)」を「(5)」に改め、同様式７中「(7)」を「(6)」に改め、同様式８中「(8)」を「(7)」に改め、同様式記載上の注意中(1)を削り、同記載上の注意中(2)を(1)とし、(3)から(8)までを１ずつ繰り上げる。

第五号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の５第１項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。)」を削り、同記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第六号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の５第１項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「報告者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。)」を削り、同記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第七号様式記載上の注意(1)中「、「６－３　代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」を削り、「６－４」を「６－３」に、「６－５」を「６－４」に改め、同記載上の注意(4)b中「するとともに押印」を削り、同記載上の注意(5)中「するとともに代表者印を押印」を削る。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第二号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１、同様式５記載上の注意１及び同様式７記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第二号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第百十条の十四第五号、第百十条の十九第一号ハ及び第二号ハ、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項並びに別表第四役員（法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１．及び同様式第１３．Ⅱ記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第２記載上の注意１．(1)中「第25条第３項第１号」を「第25条第２項第５号」に改める。

別紙様式第九号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第２２．記載上の注意１．(1)中「第25条第３項第１号」を「第25条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１．及び同様式第１３．Ⅱ記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第２記載上の注意１．(1)中「第25条第３項第１号」を「第25条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第２２．記載上の注意１．(1)中「第25条第３項第１号」を「第25条第２項第５号」に改める。